第三次産業の労働災害を防止しよう



STOP! 労働災害

北海道労働局では、第12次労働災害防止計画(平成25年~29年度)に基づき、計画期間の 5年間で平成24年と比較して平成29年までに

死亡災害の撲滅を目指して死亡者の数を20%以上減少させる

休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少させる

ことを目標として取組を進めています。

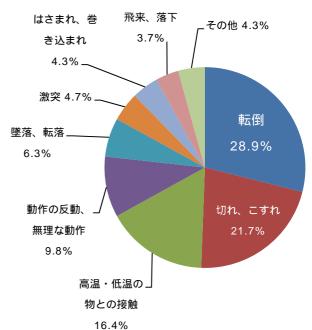
第三次産業のうち飲食店の労働災害による死傷者数は近年増加傾向にあったが、平成28年は139人と平成28年の減少目標を達成することができました。(図1)

飲食店では、転倒災害(28.9%)が最も多く、次いで切れ・こすれ(21.7%)、高温低温の物との接触(16.4%)となっていますが(\boxtimes 2)、目標の達成のため、残りの期間は下記の取組に加えて、最も多い転倒災害にかかる防止対策を重点に取り組む必要があります。

死傷者数の推移(図1) (平成24~28年、休業4日以上)



飲食店、事故の型別労働災害発生状況(図2) (平成26~28年、休業4日以上、計512人)



〔飲食店における主な労働災害防止の取組〕

安全衛生管理体制の整備(ガイドラインに基づく安全推進者の選任等)

安全衛生教育による、4 S 活動、(整理、整頓、清掃、清潔)、危険予知活動、見える 化の促進

パート・派遣労働者等の非正規労働者に対する、雇入時の安全衛生教育の確実な実施 転倒災害防止対策の推進(重点)



厚生労働省北海道労働局・労働基準監督署(支署)

安全衛生管理体制の整備

◆ <u>各種の管理者を選任しましょう。</u>

衛生管理者: 労働者数50人以上

産業医: 労働者50人以上

衛生推進者: 労働者数10人以上50人未満

安全推進者: 労働者10人以上

(1「安全推進者の配置等の係るガイドライン」による)

◆ <u>労働者から意見を聴くための委員会等を</u> 設置しましょう。

衛生委員会:労働者数50人以上 安全衛生懇談会等: 以外の事業場

安全衛生委員会等の記録の保存、議事内容の

労働者への周知

〔安全推進者の職務〕

- 職場環境、作業方法の改善に関すること
- 安全意識の啓発、安全教育に関すること
- 関係行政機関への安全についての各種報告、届出などに関すること

業種 飲食店 規模 (労働安全衛生法施行令第2条第3号の業種) (労働者数) 事業者 産業医 50~999人 衛牛管理者 規模に応じ1~3人 安全推 衛生委員会 進 事業者 者 * 10~49人 衛牛推進者 安全衛生懇談会の実施など労働者 の意見を聴く機会を設けること

事業場規模別安全衛牛管理体制

1~9人

安全衛生懇談会の実施など労働者 の意見を聴く機会を設けること

事業者



1 安全推進者の要件

安全推進者は、職場内の整理整頓(45活動)、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置するものとする。 なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。

- ア 安全衛生推進者の資格を有する者(安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上 安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等)
- イ アと同等以上の能力を有すると認められる者(労働安全コンサルタントの資格を有する者、 安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者)

転倒災害防止対策

転倒災害の多くは、通路や作業場でのつまづき、滑りやすい状態で発生しています。物の整理整頓・清掃の不備や不安全な履物の着用、冬季間の凍結が主な原因です。 通路等の整備や適切な履物の選定、安全教育を行いましょう。 北海道では12月から3月の冬季間に多く発生しています。



つまづき、滑りによる転倒防止対策(例)

- 出入口などの滑りやすい場所は滑り止めの措置をとる
- 段差をできるだけなくするか、段差のある場所には「足元注意」 の表示をする
- 床の油汚れや冷凍庫内の床の氷は取り除く
- 通路には物を置かない、物をはみ出させない
- 専用の滑りにくい履物を履く、靴の踵を踏まない
- 走らない、ポケットに手を入れたままで歩かない
- 通路などの床面が水などで濡れているのを見つけたらすぐに拭
- く、濡れたままにしておかない

冬季間の転倒防止対策(例)

- 滑り易い場所を確認し、「危険マップ」を作成する等により労働 者に周知すること
- 靴は保温性が高く、かつ、滑りにくいものを使用すること。
- ・ 小さな歩幅で靴の裏全体をつけ、「急がずゆっくり」歩くこと
- 通路等は凍結防止対策(融雪剤、砂の散布等)を講じること
- 屋外や屋外に通じる階段にはすべり止めを設けること
- 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。また、 両手に物を持って歩行しないこと
- 初めて北海道の冬を経験する者に対して、安全教育を行うこと

《災害事例》36歳・女性

厨房内で料理を運ぶため移動中に、バランスを崩して転倒し手首を骨折した。(休業1か月)

切れ・こすれ、はさまれ・巻き込まれ災害防止対策

厨房において包丁などの刃物、皿やコップなどの割れた食器、缶の開口部の鋭利部分、スライサー等の食品加工機械が原因による災害が発生しています。

刃物を使用する時は目線を外さないこと、また、食材が滑ったり転がったりすることに留意が必要です。食器を洗う時はゴム手袋など手先を保護するものを着用しましょう。回転刃等を内蔵している機械は、手(指)が入らないようガードが付けられた状態で使用すること、また、掃除や点検は、機械の停止を確認してから行いましょう。

《災害事例》27歳・男性

洗い場でグラスをスポンジで洗っていた時、グラスが割れて指を切った。(休業2週間)

火傷災害防止対策

そのほとんどが、厨房などで熱湯、高温の油、スープなど高温の料理、コーヒー等の高温の飲料などによる火傷です。フライヤー取扱い中によるものが多くを占めており、暑熱な環境で作業したことによる熱中症も発生しています。

フライヤーを使う際には、長靴、長いエプロン、耐熱の手袋など使用しましょう。熱湯を入れた寸胴鍋や料理を運んでいる際に転倒すると火傷にもつながりますので清掃や片付けを徹底しましょう。

《災害事例》53歳・女性

フライヤー清掃作業中に、誤って腕を天ぷら油の中に入れてしまい火傷した。(休業20日)

動作の反動、無理な動作災害(腰痛)防止対策

物を持ったり、運搬中に多発しており、中腰で持ち上げたり、 運搬中の無理な姿勢が原因となっています。

物を持ち上げる場合は「膝型」を守り、重量制限や機械運搬の 活用をしましょう。





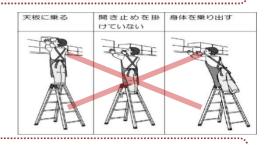
《災害事例》48歳・女性

店舗バックヤードで配送物を収納する作業中、荷物を持ち上げた時に腰を痛めた。(休業22日)

墜落·転落災害防止対策

脚立・はしご・踏み台等の用具を使用中や荷上げ等からの転落が多 発しています。

長さの不適切なはしごや、不安定な踏み台の使用が原因です。 安全な昇降装置や、踏み台を使用しましょう。



《災害事例》29歳・男性

店舗内のポスターを張替えるため椅子に上り作業中、バランスを崩して転落し打撲した。(休業5日)

<職場での労働災害防止対策とその効果>





「効率的な運用・管理」

整理整頓によって荷物の運搬や 積み替え作業の効率化にもつながります。

「サービスレベルの向上」

顧客・利用者の安全、快適さの向上にもつながります。

「他法令の順守」

食品衛生法など、他法令上の順守にもつながります。

安全活動ってなんですか?

安全活動には、<u>「4S活動」</u>、<u>「KY活動」</u>、危険の<u>「見える化」</u>などがあります。

1「45活動」を取り組みましょう

「45活動」とは、労働災害の原因を取り除くことで、45は整理・整頓・清掃・清潔の頭文字です。

「整理」「整頓」「清掃」「清潔」を日常的に行うのが4S活動です。

4 S活動は、労働災害防止だけはなく、作業の効率化にも効果があります。

(「躾(しつけ)」を加えて、5S活動とする場合もあります。)

整理・・・必要な物と不要な物に分けて、不要な物を処分すること

整頓・・・必要な物を決められた場所に、すぐ取り出せるように、分かりやすく 安全な状態で配置し、安全に配慮した置き方をすること

清掃・・・作業する場所や身の回りのほか、廊下や共有スペースのゴミや汚れを 取り除き、転倒災害等を防ぐこと

清潔・・・職場や機械、用具などのゴミをきれいに取って清掃した状態を続ける こと、作業者自身も身体、服装、身の回りを汚れのない状態にしておく こと





床ふき! お掃除!

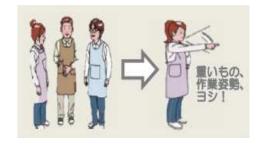
2「KY活動」を取り組みましょう

「KY活動」とは、潜んでいる危険を見つけることで、 Kは危険、Yは予知の頭文字です。

ついウッカリ・ボンヤリする、近道や省略などの横着をする、この ような人の行動特性が誤った動作などの不安全な行動をもたらし、事 故や災害の原因となります。

こうした事故や災害を防止するため、仕事を始める前にどんな危険 が潜んでいるか、「これは危ない」という危険な箇所について確認し 合います。

そして、対策を決め、**行動目標や指差し呼称項目を設定**し、一人ひ とりが「指差し呼称」で安全を先取りしながら業務を進めます。 このプロセスを、「**KY活動」**と呼びます。



3 危険の「見える化」を取り組みましょう

危険の「見える化」とは、職場の危険を従業員全員で共有する ために可視化(=見える化)することです。

K Y活動で見つけた危険なポイントに、ステッカーなどを貼り つけることで、**注意を喚起**します。墜落や衝突などのおそれがあ る箇所が分かっていれば、慎重に行動することができます。

「チェック!」してみよう!

チェック項目		V
1	安全推進者を選任していますか? (安衛法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインに基づく)	
2	職場内で「4S活動」を実施していますか?	
3	職場内で「KY活動」を実施していますか?	
4	危険の「見える化」を実施していますか?	
5	従業員への安全教育・研修は行っていますか?	
6	朝礼や夕礼で安全意識の啓発を行っていますか?	
7	事業場のトップが安全パトロールを行っていますか?	





《ステッカーの例》



《見える化の例》

リーフレットは北海道労働局のホームページからダウンロード出来ます。

ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について > その他労働災害防止

北海道労働局

